



埼玉県報

号外第 28 号
平成 27 年(2015 年)
9 月 4 日
金曜日

目次

告示

- 狭山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決(選挙管理委員会)
- 狭山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決(選挙管理委員会)
- 狭山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決(選挙管理委員会)

告 示

埼玉県選管告示第六十四号

平成二十七年四月二十六日執行の狭山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

平成二十七年九月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

裁 決 書

審査申立人 丹 羽 國 臣

上記審査申立人から平成27年7月8日付けで提起された同年4月26日執行の狭山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての趣旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成27年4月26日執行の狭山市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選人矢馳一郎（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めた異議の申出について、狭山市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が同年6月30日付けで申立人の異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定を取り消すとの裁決を求める、というものである。

2 審査の申立ての理由

申立人は、平成27年1月26日以前から狭山市内に引き続き住所を有しておらず、本件選挙の被選挙人たる資格を有していないことは明らかであるから、当選人の当選を有効とした原決定を取り消すべきと主張している。

その理由を要約すれば、次のとおりである。

(1) 市委員会の審理不足について

市委員会は原決定を行うに当たり、申立人に対する口頭意見陳述の際に録音記録を取らず、申立人からの再度の口頭意見陳述を拒否している。また、当選人に関する家族の居住地調査及び近隣住民への聴取調査を行っておらず、当選人のみの証言で判断し、家族や関係人の出頭や証言を求めているのみならず、川越市の家族の所在地も承知していないなど、市委員会の審理には不足がある。

(2) 当選人の被選挙権の欠如について

ア 原決定で、当選人は平成13年11月に狭山市中央（以下「現住所地」という。）から東京都板橋区へ転出後、結婚、長男誕生の後、平成20年4月より2年間、

単身でモザンビーク共和国に赴任し、帰国後、平成22年5月に単身で現住所地に転入したとしている。しかし、平成23年6月に次男が誕生しており、帰国後も妻子と同居を継続していたことが認められ、当選人の生活の本拠は妻子が住む居住地にあった。

平成22年11月に妻子は川越市に転入したが、当選人は頻繁に妻子の家に帰っており、当選人の生活の本拠は川越市にある。

イ 原決定では、現住所地の家財道具は日常の生活を営むのに十分なものが揃えられているとしているが、それら家財道具のほとんどは亡くなった母の所有物と考えられ、これが現住所地に居住している証明にはならない。

ウ 電気、ガス及び水道料金の使用量は、事務所として日常使用していれば発生するものであり、特に平成26年12月以降は、4月の選挙準備期間中であり使用量の増加は当然である。

争 点

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項には、「日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と、同法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。

したがって、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である引き続き3箇月以上、すなわち平成27年1月26日から同年4月26日までの間、狭山市内に住所を有する者であるか否かが争点である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てにつきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。さらに、市委員会及び申立人に対して関係する証拠物件の提出を求めるとともに、申立人及び参加人には口頭意見陳述の機会を与え、申立人を含む関係人に対して証言及び申述を求めるなど、慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

住所については、民法（明治29年法律第89号）第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定され、特に「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

また、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされ、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのである」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされている。

さらに、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である」（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）とされている。

このような観点から、平成27年1月26日から同年4月26日までの間における当選人の生活の本拠について判断する。

2 前提となる事実

- (1) 当選人は、平成13年11月に現住所地から東京都板橋区へ転出後、平成18年11月に結婚し、平成20年2月に長男が誕生した。
- (2) 当選人は、平成20年4月から約2年間、単身でモザンビーク共和国に赴任した。その後、平成22年5月に帰国し、単身で現住所地を住所とする転入届を提出した。
- (3) 平成22年11月に妻及び長男が東京都板橋区から川越市に転入した。
- (4) 当選人は、平成23年4月24日執行狭山市議会議員一般選挙（以下「前回選挙」という。）に立候補し、2,240票を得て25人中15位で当選した。
- (5) 平成23年6月に次男が誕生し、川越市に出生届が提出された。
- (6) 当選人は、本件選挙に立候補し、1,987票を得て31人中13位で当選した。

3 市委員会の弁明書の内容

(1) 審理の実施方法について

ア 口頭意見陳述は録音記録を取らなければならないという規定はなく、その旨は申立人も承知していた。また、口頭意見陳述終了後、申出人から録取書に陳述内容に相違ない旨の署名・押印を受けている。

イ 家族の居住地調査及び近隣住民への聴取調査については、狭山市市民部市民課に対し住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく調査を依頼しており、その中で行われる調査をもって委員会の調査に代えた。

ウ 関係人の出頭及び証言を含めた審理の実施方法の決定は選挙管理委員会の権限

である。

(2) 居住実体について

ア 次男の誕生は事実として認めるが、当選人が妻子と同居することの証左となるものではない。

イ 現住所地は当選人が生まれ育った実家であることから、その家財道具は家族の所有物であり、日常生活に必要なものは揃っていることを述べたものである。

ウ 現住所地の水道使用量については、仮に事務所として日常使用し川越市に戻る生活を前提として発生する水量としては、かなり多いものといえる。

4 申立人の反論書の内容

(1) 市委員会は当選人に関する東京都板橋区への住民基本台帳法による照会を怠り、また当選人の妻子が現在は川越市に住んでいることを把握しながらもその確認を怠っている。

(2) 当選人はモザンビーク共和国から帰国後、板橋区に妻子とともに居住しており、当選人の妻子が川越市に転入したのを機に、当選人も川越市に居住し、選挙用事務所として現在地の使用を開始した。

(3) 当選人の前回選挙及び本件選挙の選挙公報において経歴詐称があった。

5 当選人の自らの生活の本拠に関する証言

(1) 狭山市議会議員以外の活動について

ア 当選人は、狭山市内の空きテナントを利用して、同市内の企業、団体の協力により、近所の子供たちに体験講座を提供するNPO法人を運営し、自身が代表を務めている。

イ また、被災地の復興支援、成年後見制度の普及啓発、多世代交流や地域交流に関する狭山市内の各NPO法人に所属するとともに、メンバーとして参加しており、その他にも同市内の幾つかの団体に所属し活動を行っている。

(2) 現住所地における当選人の生活実体について

ア 単身で現住所地に居住しており、炊事、洗濯は現住所地で当選人自身が行っている。また、入浴も現住所地で行っている。

イ 日常的な買い物は、現住所地から徒歩2、3分の距離にあるスーパーマーケット（マルエツ入間川店）で行っている。

ウ 狭山市の可燃ごみの回収は月曜日と木曜日の週2回あるが、ごみを出す頻度は週1回程度である。

エ 現住所地で自治会に加入しており、行事等には積極的に参加している。

オ 銀行等の預金については、現住所地の近隣にある銀行の支店で定期的に入出金している。

(3) 川越市の妻子との関係について

ア 長男の出産を控えた平成19年頃に妻が川越市の実家に帰ったことをきっかけに、その後、当選人と妻は別居の状態が続いている。必ずしも別居していて不都合がなく、それぞれの生活を尊重するため、互いの理解の上、別居生活を続けている。

イ 川越市の妻子の家へは、毎月1回から5回、平均で月3回程度会いに行っている。子供の学校行事等にも出席している。

6 関係人の申述

(1) 当選人の妻に対し、証言を得るため当委員会への出頭を求めたが、指定期日には現れなかった。後日、川越市に住む当選人の妻の家において面接により申述が得られたところ、その聴取した内容を要約すると次のとおりである。

ア 妻は専業主婦であり、主に当選人の収入により生計を立てている。

イ 妻は東京都板橋区に居住していた時期から川越市の実家の両親の家を度々訪れており、平成22年に同市を住所とする転入届を提出した。

ウ 当選人と妻子とは、それぞれ狭山市と川越市で別々に暮らしている。

エ 別居している理由は、当選人は職業上、狭山市に住所を有することが必要であるが、妻は狭山市に住むことは考えていないためである。

オ 当選人は、平均して毎月3回程度、川越市の妻子を訪れているが、業務が多忙の場合には全く来ない月もある。当選人は妻子を訪れた際、家に泊まることはほとんどなく、また、家ではなく外で会うこともあった。

(2) 現住所地において、近隣住民に聴取調査を行ったところ、次の申述が得られた。

ア 当選人の居室について、当選人が住んでいる様子は窺える。

イ 来客の対応をしている声が聞こえることがある。

ウ 当選人の妻子は見かけない。

エ 当選人は駐車場を借りており、車が止まっていたり、出たりしている（調査当日、車は駐車されていなかった。）。

7 当委員会が認定した事実

市委員会及び関係人が提出した証拠物件並びに当委員会が収集した証拠物件から次の事実が認められる。

(1) 現住所地の土地及び建物は、登記簿上、当選人の母の名義となっている。

(2) 当選人の妻子の川越市における住所地の土地及び建物は、登記簿上、当選人の妻の名義となっている。

(3) 現住所地における電気、ガス及び水道の使用状況は以下のとおりである。

ア 電気の使用量

請求年月	使用期間	使用量
------	------	-----

平成26年10月	26.9.23～26.10.23	129 kWh
平成26年11月	26.10.24～26.11.22	129 kWh
平成26年12月	26.11.23～26.12.23	212 kWh
平成27年1月	26.12.24～27.1.22	310 kWh
平成27年2月	27.1.23～27.2.23	322 kWh
平成27年3月	27.2.24～27.3.22	215 kWh
平成27年4月	27.3.23～27.4.23	172 kWh

イ ガスの使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成26年10月	26.9.5～26.10.8	15 m ³
平成26年11月	26.10.9～26.11.6	17 m ³
平成26年12月	26.11.7～26.12.4	30 m ³
平成27年1月	26.12.5～27.1.7	51 m ³
平成27年2月	27.1.8～27.2.4	40 m ³
平成27年3月	27.2.5～27.3.9	57 m ³
平成27年4月	27.3.10～27.4.7	40 m ³
平成27年5月	27.4.8～27.5.9	35 m ³

ウ 水道の使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成26年11月	26.9.14～26.11.10	22 m ³
平成27年1月	26.11.11～27.1.10	29 m ³
平成27年3月	27.1.11～27.3.12	29 m ³
平成27年5月	27.3.13～27.5.15	27 m ³

(4) 当選人の妻子の川越市における住所地の電気、ガス及び水道の使用状況は以下のとおりである。

ア 電気の使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成26年10月	26.9.3～26.10.3	148.5 kWh
平成26年11月	26.10.4～26.11.5	165.2 kWh
平成26年12月	26.11.6～26.12.4	210.1 kWh
平成27年1月	26.12.5～27.1.6	370.2 kWh
平成27年2月	27.1.7～27.2.5	366.9 kWh
平成27年3月	27.2.6～27.3.4	308.5 kWh
平成27年4月	27.3.5～27.4.2	220.6 kWh

イ ガスの使用量

請求年月	使用期間	使用量
------	------	-----

平成26年10月	26.9.13～26.10.17	13 m ³
平成26年11月	26.10.18～26.11.14	16 m ³
平成26年12月	26.11.15～26.12.12	21 m ³
平成27年1月	26.12.13～27.1.16	35 m ³
平成27年2月	27.1.17～27.2.13	30 m ³
平成27年3月	27.2.14～27.3.17	34 m ³
平成27年4月	27.3.18～27.4.15	24 m ³
平成27年5月	27.4.16～27.5.16	17 m ³

ウ 水道の使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成26年11月	26.9.4～26.11.6	26 m ³
平成27年1月	26.11.7～27.1.6	27 m ³
平成27年3月	27.1.7～27.3.3	26 m ³
平成27年5月	27.3.4～27.5.2	26 m ³

8 当委員会の判断

申立人の主張について、次のとおり判断する。

(1) 申立理由(1)について

申立人は、本件選挙に係る異議申出の審理について、市委員会における口頭意見陳述の不備や調査が不十分であることを主張するが、異議申出の審理は職権審理主義に基づき行われるものであり、その審理における手段、方法等は法令に定めるものを除き市委員会の裁量の範ちゅうに属するものである。したがって、単に市委員会の審理の方法又はその適否を指摘する申立人の主張は認められない。

よって、申立理由(1)は理由がない。

(2) 申立理由(2)アについて

申立人は、平成22年11月に当選人の妻子は川越市に転居したが、当選人は頻繁に妻子の家に帰っており、当選人の生活の本拠は川越市にあると主張する。

埼玉県県民生活部共助社会づくり課が開設するホームページである埼玉県NPO情報ステーション(NPOこぼとんびん)で確認したところ、当選人は市議会議員としての公務の他に、「NPO法人まちのつながり推進室」の代表理事として狭山市内で活動を行っている。また、現住所地の自治会に加入しており行事にも参加する等、同市内で公私ともに地域に密着した生活を営んでいることが認められる。

日常の買い物は、当選人から提出されたレシートから、現住所地の近隣にあるスーパーマーケットで行われていることが確認でき、また、預金の入出金についても当選人から提出された預金通帳の写しにより、日常的に現住所地近隣の銀行支店を利用していることが確認できた。いずれも当選人の証言と一致しており、こうした点からも、当選人が現住所地で日常生活を営んでいることが認められる。

また、現住所地の近隣住民の申述においても、当選人が現住所地に居住していることを否定するものはなかった。

一方、当選人及び妻は、長男の出産を控えた平成19年頃から別居状態にあり、モザンビーク共和国からの帰国後も、平成22年5月に当選人のみが現住所地に転入し、同年11月には妻子が東京都板橋区から川越市に転入している。別居の理由について、当選人及び妻の証言は、これまでの互いの生活スタイルを変えたくないという点で一致しており、それぞれの意思のもと別居していることが認められる。

さらに、当選人は、これまで一度も川越市において住民登録を行ったことはなく、仮に同市に生活の本拠があるとすれば、相応の生活実体が生じるはずであるが、そのことを示す客観的な証拠や証言は得られなかった。

なお、申立人からは、当選人が頻繁に妻子の家に帰っており、当選人の生活の本拠が川越市にあるとする主張を裏付ける客観的証拠は提出されず、また、有効な証言もなく、その根拠は専ら伝聞及び推量の域にとどまっている。

よって、申立理由(2)アは理由がない。

(3) 申立理由(2)イについて

申立人は、家財道具は亡くなった母の所有物と考えられるため、現住所地に日常の生活を営むために十分な家財道具が備えられていることをもって、当選人が現住所地に居住している証明にはならないと主張する。

しかしながら、市委員会は家財道具の所在の事実について、現住所地に当選人の生活の実体があるか否かの判断材料の一つにしているに過ぎず、その所在のみをもって現住所地に当選人の生活の本拠があると判断しているものではない。

よって、申立理由(2)イは理由がない。

(4) 申立理由(2)ウについて

平成27年1月から同年4月の現住所地における電気、ガス及び水道の使用量については、単に事務所として使用したと考えるには使用量が多いと認められ、むしろ、その場所で当選人が洗濯や入浴なども含めた日常生活を営んでいると考えるのが自然である。

よって、申立理由(2)ウは理由がない。

なお、申立人は、反論書及び審尋において前回選挙及び本件選挙において当選人の選挙公報に経歴詐称があったと主張するが、「当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている(公職選挙法第251条)ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきである」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)とされており、仮に申立人が主張するような違法な選挙運動の行為があったとしても、当委員会には、当該行為について違法であるか否かを判断する権限はなく、これまで当選人が公職選挙法第251条に掲げる刑に処せられることがない以上、当選人の当選が無効と

なるものではない。

以上のとおり、申立人の主張には理由がなく、原決定を取り消すべきとする申立人の審査の申立てについて、公職選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成27年9月4日

埼玉県選挙管理委員会

委員長	滝瀬	副次
委員	石田	彰
委員	山本	晴造
委員	坂口	護

告 示

埼玉県選管告示第六十五号

平成二十七年四月二十六日執行の狭山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

平成二十七年九月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

裁 決 書

審査申立人 丹 羽 國 臣

上記審査申立人から平成27年7月8日付けで提起された同年4月26日執行の狭山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての趣旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成27年4月26日執行の狭山市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選人土方隆司（本名八木隆幸）（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めた異議の申出について、狭山市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が同年6月30日付けで申立人の異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定を取り消すとの裁決を求める、というものである。

2 審査の申立ての理由

当選人は、平成27年1月26日以前から狭山市内に引き続き住所を有しておらず、本件選挙の被選挙人たる資格を有していないことは明らかであるから、当選人の当選を有効とした原決定を取り消すべきと主張している。

その理由を要約すれば、次のとおりである。

（1）市委員会の審理不足について

市委員会は原決定を行うに当たり、申立人に対する口頭意見陳述の際に録音記録を取らず、申立人からの再度の口頭意見陳述を拒否している。また、当選人に関する家族の居住地調査及び近隣住民への聴取調査を行っておらず、当選人のみの証言で判断し、家族や関係人の出頭や証言を求めているなど、市委員会の審理には不足がある。

（2）当選人の被選挙権の欠如について

ア 原決定で、当選人は平成21年6月に狭山市大字堀兼（以下「現住所地」という。）から所沢市北原町（以下「旧住所地」という。）へ妻子とともに転出し、平

成23年1月に当選人のみ狭山市富士見へ転入した後、同月現住所地に転居したとしている。その後、平成25年8月に妻子も現住所地に転入したとしているが、妻子の居住の実体は変わっておらず、当選人は妻子が居住している旧住所地へ度々帰っていることから、当選人の生活の本拠は旧住所地にある。

イ 原決定では、当選人が旧住所地に行く場合に駐車場の契約が別途必要となるにもかかわらず、当選人は契約をしていないとするが、旧住所地の近くには妻の実家の会社があり、その敷地を利用すれば契約は不要である。

ウ 現住所地において当選人及び妻が共に自動車を使用していることから2台分の駐車場契約が必要であるが、市委員会はその確認を怠っている。

エ 原決定では、現住所地における水道料金の発生が東京都水道局による2人世帯の平均水道使用量の2倍近いと判断しているが、当選人の両親及び5人家族で同居した場合、子供が3人いれば洗濯物の量は格段に多く、この程度の使用量ではすまないはずである。

争 点

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項には、「日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と、同法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のものが被選挙権を有すると規定されている。

したがって、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である引き続き3箇月以上、すなわち平成27年1月26日から同年4月26日までの間、狭山市内に住所を有する者であるか否かが争点である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てにつきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。さらに、市委員会及び申立人に対して関係する証拠物件の提出を求めるとともに、申立人及び参加人には口頭意見陳述の機会を与え、申立人を含む関係人に対して証言及び申述を求めるなど、慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

住所については、民法（明治29年法律第89号）第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定され、特に「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである」(昭和23年12月18日最高裁判所判決)

とされている。

また、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされ、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのである」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされている。

さらに、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である」（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）とされている。

このような観点から、平成27年1月26日から同年4月26日までの間における当選人の生活の本拠について判断する。

2 前提となる事実

- (1) 当選人は、昭和54年から現住所地に両親と居住しており、平成18年11月に結婚後、妻及び当選人の両親とともに親子二世帯で同居していた。
- (2) 平成20年6月に長男が誕生した。
- (3) 当選人は、平成21年6月に旧住所地へ妻子とともに転出した。
- (4) 平成23年1月11日に当選人のみ狭山市富士見を住所とする転入届を提出し、その後、同月17日現住所地を住所とする転居届を提出した。
- (5) 当選人は、平成23年4月24日執行狭山市議会議員一般選挙（以下「前回選挙」という。）に立候補し、1,500票を得て、25人中21位で当選した。
- (6) 平成25年8月に妻子が旧住所地から現住所地を住所とする転入届を提出した。
- (7) 当選人は、本件選挙に立候補し、1,398票を得て、31人中22位で当選した。

3 市委員会の弁明書の内容

(1) 審理の実施方法について

ア 口頭意見陳述は録音記録を取らなければならないという規定はなく、その旨は申立人も承知していた。また、口頭意見陳述終了後、申出人から録取書に陳述内容に相違ない旨の署名・押印を受けている。

イ 家族の居住地調査及び近隣住民への聴取調査については、狭山市市民部市民課

に対し住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく調査を依頼しており、その中で行われる調査をもって市委員会の調査に代えた。

ウ 関係人の出頭及び証言を含めた審理の実施方法の決定は選挙管理委員会の権限である。

(2) 居住実体について

ア 現住所地近くの駐車場所所有者から、当選人及び妻の分の駐車場として、車2台分貸していることを確認している。

イ 旧住所地における水道使用量については調査済みである。なお、東京都水道局による平均使用水量によれば6人以上の世帯で2か月あたり70.8m³となっている。

4 申立人の反論書の内容

ア 当選人の妻子は住所を現住所地に移転し、時折現住所地に宿泊しているものの、依然として居住実体は妻の実家の近くにある旧住所地であり、当選人が度々旧住所地に帰って子供の面倒を見ているのは明らかであり、そうでなければ三男の誕生(平成26年12月生)はあり得ない。

イ 市委員会の証人尋問で、当選人は生活費として毎月5万円を両親に渡している旨を証言しているが、親子5人が同居していることを考えれば、年金暮らしの実家の両親に対する負担割合としては明らかに不自然である。

ウ 市委員会は、狭山市市民部市民課が行った住民基本台帳法に基づく調査により、現住所地の駐車場について駐車場所所有者から2台分貸していることを確認しているとしているが、妻の駐車場の契約の時期は現住所地への転入時ではなく最近であると考えられる。

エ 当選人の長男は、平成27年3月27日まで所沢市内にある旧住所地近くの幼稚園に通園していた。

5 当選人の自らの生活の本拠に関する証言

(1) 狭山市議会議員以外の活動について

ア 職業はプロレスラーであり、前回選挙当選後も職業として継続している。地方で試合がある場合、月に2日から5日程度、長期に及ぶ場合は2週間程度家を空けることもある。

イ 前回選挙前と比較して議員当選後の方が家を空ける頻度が増えた。それ以前は、試合がない日は、自身の身体を鍛えるためのジム通いをするくらいであり、それ以外の時間は家にいることができたが、議員当選後は、市議会議員としての公務や地域行事への参加等が加わり、家を空ける時間が増加したためである。

(2) 旧住所地の状況について

ア 平成21年6月に旧住所を購入し、妻子とともに転出した。その主な理由は、

長男が誕生し、子供の夜泣き等で当時まだ仕事をしていた当選人の父に負担が掛かることに配慮したこと、また、旧住所地の近隣で妻の実家が商店を営んでおり、その手伝いのため毎日妻が所沢市に通っていたこと等である。

イ 妻の実家が多忙の場合は、実家の洗濯物を引き取って、妻が旧住所地で洗濯をすることもある。

ウ 平成25年8月に妻子は現住所地に転入したが、その後も当選人がプロレスの巡業や市議会議員としての公務で家を空ける場合は、妻子は旧住所地で寝泊まりしていた。また、当選人がプロレスの巡業や公務から帰る場合は、妻子が旧住所地にいたとしても、そちらには立ち寄らず現住所地に帰っていた。

エ これまでに複数回、当選人の住所要件に関する調査請求があり、当選人自身、疑義を解消する義務があると認識しているため、特段用事のない限りは極力旧住所地の方へ行かないように努めていた。

(3) 現住所地における当選人の生活実体について

ア 現住所地の建物は一戸建てで、当選人の父が所有しており、平成23年1月からは当選人が、また平成25年8月からは当選人の妻子が転入し、二世帯が同居している。

イ 平成23年1月に当選人のみ現住所地に転入した当時、妻子の住所の届出は引き続き旧住所地にあったが、その時期は次男の誕生と重なったことから、妻子も出産準備や産後の療養という目的で現住所地に滞在していた。

ウ 平成25年8月に妻子も現住所地へ転入したが、その主な理由は、当選人が慣れ親しんだ狭山市の小学校に子供を通わせたいという意向があり、子供が環境に慣れるためには、小学校入学前の一定期間同市に居住する必要があると考えたからである。

エ 家事全般は当選人の母と妻が一緒に行っている。生活費は光熱水費の名目として月5万円を当選人が両親に渡しており、その他に食費等の不足を別途補填している。

オ 当委員会が提示した当選人のインターネットのブログに掲載されている子供の写真は、現住所地の家屋内で撮影したものである。

6 証人の証言等

(1) 当選人の妻の証言

ア 旧住所地の近隣に実家があり、実家が商売をしている関係上、ほぼ毎日その手伝いをしている。子供のころから人手が足りないと家を手伝っており、現在も変わらず続いている。

イ 当選人は、プロレスの巡業で月に5日間程度、現住所地を空けることがあり、その他、市議会議員の仕事でも現住所地を空けることがある。

ウ 妻は平成25年8月に現住所地に転入した後も、子供の幼稚園の送迎や実家の

商売の手伝い等で、日中は旧住所地にすることが多い。朝、現住所地から子供とともに旧住所地に向かい、子供を幼稚園に送った後、実家の手伝いに行っている。通常、昼食は旧住所地でとり、洗濯は現住所地と旧住所地の両方で行っている。午後、幼稚園に子供を迎えに行き、実家の状況を見ながら、夕方から夜にかけて現住所地に帰宅している。また、当選人がプロレスの巡業や市議会議員としての公務で家を空ける場合は、妻子は旧住所地で寝泊まりしていた。その際、妻子が旧住所地にいたとしても、当選人はそちらには立ち寄らず現住所地に帰っていた。

エ 現住所地の敷地内に駐車スペースはあるが、2台駐車させるためには縦列での駐車となり車の出し入れが困難であることから、妻の車を駐車させるために近隣の駐車場を借りている。結婚した当初も別に駐車場を借りていたが、旧住所地に転出した際に借りるのを止め、その後平成27年3月頃から改めて駐車場を借りている。

オ 平成27年6月請求（平成27年4月及び5月使用分）の水道使用量が大きく減少したのは、長男が小学校に入学したことで、妻も日常生活の基本的なことは現住所地で行うことが増え、洗濯等を旧住所地であまり行わなくなったためである。

(2) 近隣住民への聴取調査

旧住所地のマンション管理人に、平成27年1月以降の当選人及び妻子の訪問状況について聴取したところ、当選人、妻子ともに見かけないとの申述を得た。

(3) 当委員会における現住所地及び旧住所地の現地調査

ア 現住所地について

(ア) 建物は2階建てで、1階部分は約12畳のリビングダイニングがあり、それとは別に台所と約6畳の和室がある。2階部分は3部屋あり、それぞれ当選人の両親の寝室、当選人の妻子の寝室及び当選人の寝室となっている。

(イ) 当選人の妻子の寝室は約6畳であり、家具は設置されておらず、大人1人、子供2人及び乳児1人が寝るには十分の広さである。また、当選人の寝室は元々当選人の兄が使用していた部屋であり、兄が狭山に戻ってきた際に使用するため、布団以外の物は全く置かれていなかった。

(ウ) 当選人のインターネットのブログに掲載されている家屋内の子供の写真について、1階部分の各部屋で撮影されていたことを確認した。

(エ) 当選人宛ての郵便物及びプロレス団体との契約書において、現住所地が記載されていることを確認した。

(オ) 敷地内にある駐車スペースには、縦列で2台駐車が可能であることを確認した。

(カ) 当選人及び妻が賃借している駐車場について現地を確認した。また、貸主を訪問し当該駐車場使用料の支払状況を記録した台帳を確認したところ、当選人の駐車場は平成25年1月以降賃借されていることを確認した。

イ 旧住所地について

- (ア) 間取りは、約10畳のリビングダイニングがあり、それとは別に台所、約6畳の和室及び約4.5畳程度の洋室がある。
- (イ) 洋室は現住所地に運びきれない荷物の置き場となっており、当選人の妻から衣替えの時期には当該洋室に置いている衣服を現住所地のものと入れ替えているとの申述を得た。また、和室の一面には家具が設置されている。
- (ウ) 当選人の衣服及び私物等は確認できなかった。

7 当委員会が認定した事実

市委員会及び関係人が提出した証拠物件並びに当委員会が収集した証拠物件から次の事実が認められる。

- (1) 現住所地の土地及び建物は、登記簿上、当選人の父の名義となっている。
- (2) 旧住所地の土地及び建物は、登記簿上、当選人及びその妻の共有名義となっている。
- (3) 現住所地における電気、ガス及び水道の使用状況は以下のとおりである。

ア 電気の使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成26年10月	26.9.24～26.10.24	246 kWh
平成26年11月	26.10.25～26.11.23	359 kWh
平成26年12月	26.11.24～26.12.24	461 kWh
平成27年 1月	26.12.25～27.1.23	581 kWh
平成27年 2月	27.1.24～27.2.24	482 kWh
平成27年 3月	27.2.25～27.3.23	376 kWh
平成27年 4月	27.3.24～27.4.24	379 kWh

イ ガスの使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成26年10月	26.9.10～26.10.14	49 m ³
平成26年11月	26.10.15～26.11.11	47 m ³
平成26年12月	26.11.12～26.12.9	63 m ³
平成27年 1月	26.12.10～27.1.13	103 m ³
平成27年 2月	27.1.14～27.2.9	75 m ³
平成27年 3月	27.2.10～27.3.12	82 m ³
平成27年 4月	27.3.13～27.4.10	72 m ³

ウ 水道の使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成26年11月	26.9.7～26.11.10	56 m ³
平成27年 1月	26.11.11～27.1.10	61 m ³

平成27年 3月	27.1.11~27.3.7	49 m ³
平成27年 5月	27.3.8~27.5.9	75 m ³

(4) 旧住所地におけるガス及び水道の使用状況は以下のとおりである。

なお、電気の使用量は、当選人が契約している電気事業者に提出を求めたが、個人情報であることを理由として提出されなかった。

ア ガスの使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成27年 1月	26.12.12~27.1.15	43 m ³
平成27年 2月	27.1.16~27.2.12	53 m ³
平成27年 3月	27.2.13~27.3.16	52 m ³
平成27年 4月	27.3.17~27.4.14	36 m ³
平成27年 5月	27.4.15~27.5.15	5 m ³

イ 水道の使用量

請求年月	使用期間	使用量
平成24年 4月	24.2.3~24.4.3	45 m ³
平成24年 6月	24.4.4~24.6.4	43 m ³
平成24年 8月	24.6.5~24.8.2	44 m ³
平成24年10月	24.8.3~24.10.2	43 m ³
平成24年12月	24.10.3~24.12.4	46 m ³
平成25年 2月	24.12.5~25.2.4	40 m ³
平成25年 4月	25.2.5~25.4.1	34 m ³
平成25年 6月	25.4.2~25.6.3	41 m ³
平成25年 8月	25.6.4~25.8.1	36 m ³
平成25年10月	25.8.2~25.10.1	33 m ³
平成25年12月	25.10.2~25.12.3	34 m ³
平成26年 2月	25.12.4~26.2.3	33 m ³
平成26年 4月	26.2.4~26.4.2	30 m ³
平成26年 6月	26.4.3~26.6.4	35 m ³
平成26年 8月	26.6.5~26.8.2	31 m ³
平成26年10月	26.8.3~26.10.2	31 m ³
平成26年12月	26.10.3~26.12.4	37 m ³
平成27年 2月	26.12.5~27.2.4	33 m ³
平成27年 4月	27.2.5~27.4.7	34 m ³
平成27年 6月	27.4.8~27.6.5	5 m ³

8 当委員会の判断

申立人の主張について、次のとおり判断する。

(1) 申立理由(1)について

申立人は、本件選挙に係る異議申出の審理について、市委員会における口頭意見陳述の不備や調査が不十分であることを主張するが、異議申出の審理は職権審理主義に基づき行われるものであり、その審理における手段、方法等は法令に定めるものを除き市委員会の裁量の範ちゆうに属するものである。したがって、単に市委員会の審理の方法又はその適否を指摘する申立人の主張は認められない。

よって、申立理由(1)は理由がない。

(2) 申立理由(2)アについて

申立人は、当選人の妻子は現住所地への転入届提出後も引き続き旧住所地に居住の実体があり、当選人は妻子が居住しているとする旧住所地へ頻りに帰っていることから、当選人の生活の本拠は旧住所地にあると主張する。

旧住所地の水道使用量は、当選人の妻子が現住所地に転入した平成25年8月頃を境に2割程度減少したが、引き続き安定した使用量となっている。これは、現住所地への転入届の提出後も、昼間は旧住所地で炊事や洗濯等を行っているとの妻の証言と一致する。また、平成27年4月以降、水道使用量がそれまでの使用量から大きく減少したが、これは、長男が小学校に入学したことで、妻も日常生活の基本的なことは現住所地で行うことが増え、洗濯等を旧住所地であまり行わなくなったためとの証言とも一致している。

また、当選人のブログは、平成22年8月から開設され、度々現住所地の家屋内で撮影された写真が掲載されていた。当該ブログには妻子が平成25年8月に現住所地に転入して以降、昼夜を問わず、子供と一緒に現住所地の家屋内で撮影した写真が掲載されるようになり、現住所地で同居している様子が窺える。なお、当該写真が現住所地で撮影されており、また、旧住所地では撮影されていないことは、当委員会の現地調査の際に確認済みである。

さらに、当選人の妻子は現住所地に転入した後も、当選人がプロレスの巡業や議員活動で現住所地に不在の場合は、旧住所地で寝泊まりし、その場合においても、当選人の帰宅先は現住所地であり、旧住所地の妻子の元に帰ることはなかったと当選人、妻ともに証言している。この点について、当選人は、これまで自身に対する住所要件に関する調査請求が繰り返行われており、特段用事のない限りは極力旧住所地の方へ行かないよう努めていたと証言している。

また、当委員会の現地調査では、旧住所地は当選人を含む家族5人が寝泊まりするのに十分なスペースを確保するのは困難な様子が窺われ、現住所地と比較した場合、現住所地を生活の本拠とする当選人の主張を認めることが相当である。

なお、申立人からは、当選人が旧住所地へ頻りに帰っているとする主張を裏付ける客観的証拠は提出されず、また有効な証言もなく、その根拠は専ら伝聞及び推量の域にとどまっている。

よって、申立理由(2)アは理由がない。

(3) 申立理由(2)イについて

申立人は、妻の実家の会社の敷地を利用すれば、当選人の駐車場の契約は不要であると主張するが、当選人が旧住所地の近くにある妻の実家の敷地に自動車を駐車していたという客観的証拠は確認できない。また有効な証言もなく、当選人が自動車を利用して旧住所地に帰っていたとする申立人の主張は専ら伝聞及び推量の域にとどまる。

よって、申立理由(2)イは理由がない。

(4) 申立理由(2)ウについて

申立人は、現住所地における駐車場の契約状況の確認を怠っていると主張するが、現住所地の駐車スペースには当選人の父親の自動車の他にもう1台駐車するスペースは確保されており、かつ当選人の駐車場は同駐車スペースとは別の場所を借りている。

このことから、当選人の妻が現住所地における駐車場を賃借した時期のみをもって、賃借前は妻子が旧住所地に居住の実体があるとし、さらに当選人についても旧住所地に生活の本拠があるとする申立人の主張を認めることはできない。

よって、申立理由(2)ウは理由がない。

(5) 申立理由(2)エについて

現住所地における水道使用量について、当選人の妻の証言によれば、現住所地への転入届提出以降も、昼間は旧住所地で炊事や洗濯等を行っていたことから、その使用量は7人世帯の一般的な水道使用量よりも少なくなる場合があり得るが、この程度の使用量ではすまないはずであるとする申立人の主張を裏付ける客観的証拠は示されておらず、これを認めることはできない。

よって、申立理由(2)エは理由がない。

以上のとおり、申立人の主張には理由がなく、原決定を取り消すべきとする申立人の審査の申立てについて、公職選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成27年9月4日

埼玉県選挙管理委員会

委員長	滝瀬	副次
委員	石田昌彰	
委員	山本晴造	
委員	坂口護	

告 示

埼玉県選管告示第六十六号

平成二十七年四月二十六日執行の狭山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

平成二十七年九月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

裁 決 書

審査申立人 須 藤 梓
東京都千代田区内幸町2丁目1番4号
日比谷中日ビル6階
同代理人弁護士 中 島 健太郎
同 齧 島 啓 介
同 河 西 一 実

上記審査申立人から平成27年7月9日付けで提起された同年4月26日執行の狭山市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての趣旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成27年4月26日執行の狭山市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、狭山市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が同年6月30日付けで申立人の当選を無効とする決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定を取り消すとの裁決を求める、というものである。

2 審査の申立ての理由

申立人は、平成27年1月26日以前から狭山市内に引き続き住所を有しており、本件選挙の被選挙人たる資格を有していることは明らかであるから、当該資格を有しないとして申立人の当選を無効とした原決定を取り消すべきと主張している。

その理由を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 申立人は、平成27年1月20日から同月31日までの間、知人であるAの狭山市中央に所在する自宅（以下「A宅」という。）に居住しており、A宅以外に行くところがなく、ここを生活の拠点としていた。申立人は本件選挙に立候補するために引越してきたことから、狭山市に居住し続ける強固な意思を有していた。

ア 前住所地を住所と解する余地はないことについて

申立人は、平成27年1月20日まで東京都新宿区山吹町366番地1に所在

するマンション（以下「前住所地」という。）に居住していたが、本件選挙に立候補するため、同日をもって前住所地を引き払い、当時経営していた神楽坂に所在するダイニングバー（以下「ダイニングバー」という。）の店長Bに前住所地を転貸することとした。

申立人は、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、テーブル等の大型家財道具はBにそのまま引き継ぎ、衣類その他の私物はボストンバッグ等に詰め込み荷造りを済ませ、生活に当面必要のないものは茨城県の実家に送り、その他不要な衣類等は事前に全て処分した上で、申立人は同日レンタカーで狭山市に向かった。

申立人は同日狭山市に向かう途中でダイニングバーに寄って前住所地の鍵を置いていき、Bが同日深夜から前住所地での居住を開始した。申立人はこれ以降前住所地を訪れたことは一度もない。

こうしたことから、前住所地を生活の本拠と解する余地はない。

イ ダイニングバーを住所と解する余地はないことについて

申立人は、平成27年1月25日から同月31日までの間、毎日ダイニングバーに出勤した。申立人は、ダイニングバーの閉店後に近くの銭湯で入浴を済ませ、その後翌朝まで経理業務や本件選挙立候補に伴う店舗引継のための業務等を行った上、朝9時頃にA宅へ帰宅し、睡眠をとった後、午後4時頃にA宅を出てダイニングバーに出勤するという生活を送っていた。食事は全てダイニングバーでとっていた。

ダイニングバーは勤務先に過ぎず、申立人がダイニングバーで睡眠をとることもなく、またこうした生活スタイルは、前住所地に居住していたときから変わらないものだった。

こうしたことから、ダイニングバーを生活の本拠と解する余地はない。

ウ 申立人はA宅に居住していたことについて

申立人は平成27年1月20日、狭山市市民部市民課（以下「狭山市市民課」という。）を訪れ、狭山市入間川に所在するマンション（以下「新住所地」という。）への転入届を提出した。しかし、転入届提出後である同日夕方に新住所地を仲介した不動産会社（以下「不動産会社」という。）を訪問したところ、新住所地の賃貸借契約に不備があり、同日に入居できないことが判明した。

申立人は、他に行くあてもなかった上、本件選挙に立候補するために狭山市に居住する必要があったことから、Aに連絡を取り、同日から賃貸借契約が完了するまでの当面の間、A宅にて生活することとした。

申立人は、同日の夜に、前住所地から運び出したボストンバッグ等を持ってA宅を訪問した。申立人は、AよりA宅の合鍵を預かり、自由に出入りできる状態であった。A宅は2階建て4LDKの戸建てであり、申立人は1階リビングで生活することとなり、持参した荷物をここに置いていた。

申立人は、平成27年1月21日から同月23日まで香港へ旅行し、同日に日

本に帰国したが、その日は茨城県の実家に泊まり、翌24日の夜にA宅に帰った。

申立人は、新住所地の賃貸借契約が成立したことから、同月31日朝にA宅に帰宅した後、置いていた荷物をまとめ、預かっていた合鍵はAが出勤中で不在だったため玄関のポストに入れる方法で返却し、同日日中に新住所地に転居した。同月25日から同月31日までの間に、申立人とAが直接会うことはなかった。

このように、申立人は平成27年1月20日から同月31日までの間は、A宅に居住していた。

(2) 申立人にとっては、A宅は単なる一時的滞在場所ではない。

ア 平成27年1月20日から同月31日までの間、A宅に生活用品の一切を置き、起居し、日常生活を営んでいたものであるから、生活の実体があり申立人の生活の本拠はA宅にあった。

イ 仮に予定どおり新住所地に入居できていたとしても、平成27年1月20日から同月30日までの生活状況は何も変わらなかったのであるから、寝泊まりする場所や賃貸借契約の有無は、申立人にとって生活の本拠であるか否かの判断要素にはならない。

ウ 申立人は、賃貸借契約が成立したことから平成27年1月31日に新住所地に転居したが、A宅での生活はより長期化する可能性も十分にあり得たところであり、11日という短期間の居住であったのはあくまでも結果論にすぎず、遡って最初から生活の本拠でなかったということにはならない。

エ 本件選挙に立候補する住所要件を満たすためという転居の目的に鑑みても、申立人が狭山市へ住所を移転させる強固な意思を有し、平成27年1月20日以降は狭山市以外の場所を生活の本拠とする意思はなかったことは明らかであり、A宅から短期間で転居する予定であったとしても同じ狭山市内での転居しか考えていなかったことから、申立人は同日以降は狭山市を生活の本拠としていたと言える。

オ 原決定が引用する平成9年8月25日最高裁判所判決は、東村山市議会議員一般選挙の当選人の住所について、当選人が転出の届出を行った千葉県松戸市ではなく、いまだ東京都東村山市にあると認定したものである。

この判決は、当選人が従前の住所を失っていないと判断されたものであるが、申立人は前住所地を完全に失っているという点で本件とは異なり、この判決を踏まえると、むしろ申立人は平成27年1月20日から狭山市に住所を有していたと判断されるものである。

争 点

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項には、「日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と、同法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。

したがって、申立人が、本件選挙の被選挙権の要件である引き続き3箇月以上、すなわち平成27年1月26日から同年4月26日までの間、狭山市内に住所を有する者であるか否かが争点である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てにつきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。さらに、市委員会及び申立人に対して関係する証拠物件の提出を求めるとともに、申立人には口頭意見陳述の機会を与え、申立人を含む関係人に対して証言及び申述を求めるなど、慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

住所については、民法（明治29年法律第89号）第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定され、特に「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

また、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされ、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのである」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされている。

さらに、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である」（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）とされている。

このような観点から、平成27年1月26日から同年4月26日までの間における申立人の生活の本拠について判断する。

2 狭山市市民課からの証拠物件及び狭山市市民課長等への聴取事項

当委員会が狭山市市民課から提出を受けた証拠物件及び狭山市市民課の課長及び担当職員（以下「狭山市市民課長等」という。）への聴取事項の内容は次のとおりである。

(1) 狭山市市民課は、申立人の前住所地から新住所地への転入届を平成27年1月20日に受理した。その後、新住所地の賃貸借契約が同月30日付けで契約されていたこと等を受けて、平成27年6月26日に、職権により、申立人の転入日を同年1月31日に修正した。

(2) 平成27年6月2日、4日及び10日に狭山市市民課長等が申立人に行った質問に対して、申立人は、前住所地について、部屋がもったいないのでBに転貸したこと、同月3日に起業するための事務所として登記を行ったことを回答している。

(3) 平成27年6月11日に狭山市市民課長等がAに電話で行った質問に対してAは次のように回答している。

ア 申立人がA宅に来たのは今回が初めてである。

イ 今回仕事か何かの都合で何日か狭山に来る予定があるとのことだったので、ホテルに宿泊してもお金がかかるし、それであれば寝るくらいなら問題ないので宿泊してもらった。

ウ 荷物については多くなく、旅行に行くような感じの荷物の量であったと思う。

(4) 平成27年6月12日に狭山市市民課長等が、申立人の所属する会社の関連会社である甲社の役員であるCに行った質問に対して、Cは次のとおり回答している。

ア 新住所地が契約できていないと知ったのは、平成27年1月20日に狭山市市民課で転入届を出した後である。

イ 新住所地の契約についてどうやって不動産会社に確認したのかは覚えていない。申立人に新住所地が契約できていないことを伝えたのがいつだったかも覚えていない。

3 市委員会の弁明書の内容

(1) 申立人は前住所地を住所と解する余地はないと主張するが、次の理由から前住所地を住所と解する余地はないとはいえない。

ア 前住所地の申立人の父親名義の賃貸借契約は継続している。

イ 申立人は市委員会に対し、自ら立ち上げた会社の登記を前住所地にするため、Bには出て行ってほしいと思っていると証言している。

ウ 家財道具を残したまま、旅行に行く程度の荷物を持って出たのみで「完全に引き払った」とする主張は受け入れ難い。

(2) 申立人はダイニングバーを住所と解する余地はないと主張するが、次の理由からダイニングバーを住所と解する余地はないとはいえない。

ア 申立人は市委員会に対し、ダイニングバーについて「ソファで寝て」などと証言している。

イ ダイニングバーでは睡眠のほか食事などもっており1日のうち約半分をここで過ごし、生活の大半を占めていた。

(3) 申立人はA宅での生活は単なる一時的滞在でないと主張するが、次の理由からA宅を住所と解する余地はない。

ア 申立人は市委員会に対し、Aには「しばらく泊めてもらえないか」と依頼した旨を証言していることなどから、申立人自身が仮の住まいであったことを認識している。

イ A宅を生活の本拠とするのであれば当然行うべき住民票の異動手続きが行われておらず、住所を移転させる意思が表明されていない。

ウ 自宅にはただ寝るために帰る者は多数おり、そうした者にとっては起臥する自宅が生活の本拠とされることはあっても、A宅が申立人にとって自宅でありかつ生活の本拠であるとするには否定的にならざるを得ない。

4 申立人が当委員会に提出した市委員会の弁明書に対する反論書の内容

(1) 前住所地からの退去について

ア 申立人は、本件選挙への立候補を考えていたため、平成27年1月20日に前住所地から狭山市への引越しをすることにした。

イ 狭山市の転居に当たってBに引き渡した家財道具は、全てBに無償で譲渡した。

ウ 市委員会に対して、ダイニングバーにおいて「ソファで寝て」などと証言したが、これはあくまでも短時間の仮眠を取ったにすぎず、A宅で布団を敷いて睡眠を取っていた。

(2) A宅への宿泊について

ア 申立人は、平成27年1月20日にAに電話した際には「家の無い間、狭山の中央にあるご自宅に住まわせてください」と依頼した。

イ A宅への住民票の異動届を行わなかったのは単なる手続上のミスである。

ウ 平成27年1月20日に前住所地から持ち出した荷物をA宅に置き、そこを生活の拠点として香港及び茨城県の実家に一時滞在した。

エ また、平成27年1月24日に茨城県の実家からA宅に戻ってきて以降は、A宅で現に起臥し、日常生活が開始・終了していたものであるから、遅くとも同日には狭山市内に住所を有していた。

(3) 過去の裁判例について

ア 平成9年8月25日最高裁判所判決などの過去の裁判例においては、いずれも、投票日以前3か月の生活の本拠が当該選挙区外の別の場所にあったと認定した上で当選を無効としている。

イ これに対し、市委員会の決定においては申立人の生活の本拠について具体的な認定を行っておらず、現実が発生しなかった一般的・抽象的な可能性をもってA宅を住所としたことが否定されることはありえない。

(4) どこにも住所地がない事態について

ア 申立人のA宅への居住が認められない場合、平成27年1月20日から同月30日までの間、どこにも住所がないことになり(住所不定)、公法上及び私法上の権利関係に大きな支障が生じ、また選挙権や被選挙権が否定されてしまうこととなり、極めて不当な結論が帰結される。

イ 過去の裁判例において具体的に当該選挙区外に生活の本拠を有していたと認定していることは、裁判所が住所不定という事態は避けるべきであると解しているために他ならない。

5 申立人に対する審尋及び関係人に対する証人尋問

(1) 当委員会が実施した審尋に対する申立人の申述の内容

ア 前住所地の転貸について

(ア) 前住所地の賃貸借契約は、申立人の父親が名義人であり、申立人が居住者であった。Bへの転貸について、契約名義人である父親やマンションの管理会社には伝えていなかった。

(イ) 前住所地の賃貸借契約については、申立人から父親に依頼し解除してもらうこととし、Bには平成27年7月末をもって退去してもらった。Bは前住所地を退去する際、家財道具をすべて自ら処分した。

イ 狭山市への転入について

(ア) 平成27年1月20日に前住所地を引き払い、スーツケース、1メートルほどの大きさのボストンバッグ、手持ちカバンの3つに荷物を詰め、C、申立人と同時に本件選挙に立候補したDと3人で、Cが運転するレンタカーで狭山市へ向かった。

(イ) Cから平成27年1月20日に狭山市に行くとのみ聞かされ狭山市に向かったが、申立人は、新住所地に同日から入居できると思っていた。

(ウ) 転入届の提出後、不動産会社に到着すると、C1人が店に行き、戻ってきたCから新住所地には当日入居できないと聞かされた。そのことについて甲社に連絡するようなことはなかった。

ウ A宅への移動及び宿泊について

(ア) 平成27年1月20日に新住所地に入居できないことがわかり、時間は記憶していないが夕方にAに電話し、A宅に午後9時過ぎに到着した。

(イ) A宅に居住するに当たっての家賃や光熱水費については、後日精算しようと思ったが、Aから10日間程度だったから気にしなくて良いと言われ、支払わなかった。

(2) 当委員会が実施した尋問に対する関係人の証言の内容

ア Bの証言

(ア) 平成27年1月20日から同年7月31日まで、申立人から転貸を受け前住

所地に居住していたが、転貸に関して申立人と契約書類等は取り交わしていない。

- (イ) 前住所地の家賃18万5千円のうち、Bが10万円を負担し、残りは申立人が負担したが、領収書は申立人から受領していない。
- (ウ) 前住所地に入居した際に残されていたテーブル、テレビ、冷蔵庫などの家電製品については、申立人からそのまま使っていていいと言われたので使用していた。これらについては申立人のものであり、無償で譲渡を受けたと認識しているが、譲渡について書類等は取り交わしていない。
- (エ) Bが前住所地に居住している期間中に、申立人が新たに会社を設立し、その事務所の登記を前住所地に置いたということを申立人から聞いた。このことについては、転貸を受ける当初からそのような予定であると聞いており、申立人が家賃の約半分を負担するのも、そのためであると認識していた。
- (オ) 前住所地には、入居当初は2年か3年は住むつもりであったが、申立人の父親名義の賃貸借契約が解除されることに伴い、平成27年7月末に退去した。
- (カ) 退去に当たり、家財道具はどうしたらよいか申立人に聞いたところ、廃棄するように言われたので、廃棄を行った。廃棄方法がわからなかったので前住所地の管理人に相談したところ、引き受けてくれるということで、費用として数千円を管理人に支払い、処分を管理人に任せた。

イ Cの証言

- (ア) 新住所地の賃貸借契約について不動産会社と交渉や連絡を行ったのは全てCである。
- (イ) 新住所地に平成27年1月20日から入居できないことは同日よりも以前に承知していた。自らが借りたレンタカーで狭山市に向かったのは、狭山市市民課に転入届を提出するのみのためであった。
- (ウ) 借りたレンタカーはトヨタ・ヴィッツかトヨタ・アクアであり、自分が運転した。申立人の乗り降りの際には運転席におり携帯電話を見るなどしていたため、申立人がスーツケース、ボストンバッグ等の大きな荷物を持っていたかどうかは見えない。
- (エ) 申立人に対して、平成27年1月20日には新住所地に入居できないことを伝えたのは、狭山市市民課へ転入届を提出した後である。新住所地に入居できないことを聞かされた申立人は「なんで」と言っていた。
- (オ) 狭山市市民課に行った後、不動産会社に行き、求められていた新住所地の入居手続きに係る証明書類を提出した。
- (カ) 不動産会社に行った後、西武新宿線の狭山市駅で申立人のみを降ろし、CとDは乗ってきたレンタカーで都内に帰った。

ウ 不動産会社社員の証言

- (ア) 新住所地の賃貸借契約について、甲社側の担当者はC1人であった。

- (イ) 甲社側から平成27年1月10日に提出された入居申込書に保証人の記載がなかったため、不備であるとして修正を求めたところ、同月14日に保証人が記載された書類がファクシミリで届き、入居申込書上の不備は解消した。このことは、甲社側の担当者であるCも当然承知していたものであると認識している。
- (ウ) 書類の不備が解消したことから、賃貸借契約締結の日取りについてCと打ち合わせを行った結果、双方都合の良い平成27年1月30日を契約日とすることで合意した。
- (エ) 賃貸借契約には、物件の利用者をあらかじめ登録のある者に限定し、登録のある者以外の者が寝泊まりする場合は、登録のある者が必ず在宅するとともに、利用者の変更があった場合は届出をしなければならない旨の特約を付していた。この内容については、Cにも伝えていた。
- (オ) 甲社から提出された入居申込書に利用者として記載があったのは甲社の代表取締役であるE、C及びDの3人で、申立人の名前はなかった。
- (カ) 平成27年1月20日に申立人及びCが来店したことについて、当該契約の事務を取り扱っていた営業担当者は記憶しておらず、また来店記録もない。

エ 狭山市市民部市民課長の証言

- (ア) 申立人が平成27年1月20日に狭山市市民課を訪れ、新住所地への転入届を提出したという記録がある。
- (イ) 狭山市市民課がAに対して電話で行った聴取では申立人がAに泊めてもらえるよう依頼した経過を聞き、申立人のA宅での寝泊まりは一時的滞在であったと判断した。

6 当委員会が認定した事実等

- (1) 市委員会及び申立人が提出した証拠物件から次の事実が認められる。
 - ア 申立人は、平成27年1月19日に、転出予定年月日を翌20日、転出先を新住所地とする転出届を東京都新宿区筈笥町特別出張所に提出した。さらに同月20日に、転入日を同日とし、新住所を新住所地とする転入届を狭山市市民課に提出した。
 - イ 甲社は、平成27年1月30日付けで新住所地の所有者との間で、不動産会社の仲介のもと新住所地の賃貸借契約を締結した。
 - ウ 申立人は、平成27年3月20日に、異動年月日を同月15日、新住所地から転居先を狭山市祇園に所在するマンションとする転居届を狭山市市民課に提出した。
- (2) 当委員会が収集した証拠物件及び実施した聴取調査の内容は次のとおりである。
 - ア 申立人が平成27年8月17日に当委員会に提出した前住所地の建物賃貸借契約証書の写しには、次の内容が記載されている。

- (ア) 前住所地の入居者は申立人1人である。
- (イ) 入居者の居宅以外の目的に使用してはならず、入居者の変更がある場合は書面により事前に貸主の承諾を得なければならない。
- (ウ) 借主及び入居者は、貸主の書面による承諾なしに賃借権の譲渡、転貸をしてはならない。
- (エ) 借主は、借主及び入居者が1か月以上留守にする場合や、住所等に変更があったときは、直ちに貸主に通知しなければならない。

イ 前住所地における電気の使用契約締結年月日は平成26年9月9日、契約者は申立人であり、同年11月から平成27年8月までの使用状況については次のとおりである。

請求月	使用期間	使用量
平成26年12月	26.11.11～26.12.10	534 kWh
平成27年1月	26.12.11～27.1.12	923 kWh
平成27年2月	27.1.13～27.2.9	746 kWh
平成27年3月	27.2.10～27.3.10	705 kWh
平成27年4月	27.3.11～27.4.12	501 kWh
平成27年5月	27.4.13～27.5.12	410 kWh
平成27年6月	27.5.13～27.6.10	432 kWh
平成27年7月	27.6.11～27.7.9	393 kWh
平成27年8月	27.7.10～27.8.10	606 kWh

ウ 前住所地における水道の供給契約締結年月日は平成26年9月9日、契約者は申立人であり、同年10月から平成27年8月までの使用状況については次のとおりである。

請求月	使用期間	使用量
平成26年12月	26.10.3～26.12.2	16 m ³
平成27年2月	26.12.3～27.2.3	20 m ³
平成27年4月	27.2.4～27.4.2	12 m ³
平成27年6月	27.4.3～27.6.2	11 m ³
平成27年8月	27.6.3～27.8.4	13 m ³

- エ 当委員会が前住所地の管理人から聴取した内容は次のとおりである。
- (ア) 前住所地の入居者は申立人となっておりBという名前は知らない。
 - (イ) 前住所地は管理人、警備員等10名が交替制で24時間常駐している。
 - (ウ) 平成27年7月末にBが前住所地を退去するにあたり、管理人がBから依頼されて家財道具を処分をしたという記録はなく、上記(イ)の10人の中にそのことについて記憶している者もない。
- オ Bの前住所地への転出に係る住民票の記録について、さいたま市大宮区長及び

東京都新宿区長に確認を行ったところ、Bがさいたま市大宮区から前住所地へ転出入したという届出は、さいたま市大宮区、東京都新宿区のいずれにもなされていない。

なお、住民票の異動の履歴によれば、Bは平成27年4月4日にさいたま市大宮区から狭山市へ転入した後、同年7月6日に狭山市から再度さいたま市大宮区に転入したとする届出を行っている。

カ 当委員会が取得した商業登記の履歴事項全部事項証明書から、前住所地に次のとおり会社の登記が行われていることがわかる。

○商号

フレイヤ株式会社

○本店

東京都新宿区山吹町366番1号

○会社成立の年月日

平成27年6月3日

○役員に関する事項

・取締役 須藤 梓

・代表取締役 須藤 梓

キ 当委員会が不動産会社から聴取した事項及び提出を受けた物件の内容は次のとおりである。

(ア) 平成27年1月20日に申立人が来店した記録はない。

(イ) 保証人欄にEの氏名等が記載された法人入居申込書が不動産会社あてにファクシミリで提出されている。ファクシミリの送信日時は、平成27年1月14日の午前10時17分と印字されている。

(ウ) 不動産会社は、平成27年1月30日に賃貸借契約を締結するために必要な賃料の請求書を、同月20日付けで作成し、同月22日に甲社あてに宅配業者を利用し発送している。

7 当委員会の判断

申立人の主張について、順次判断する。

(1) 申立理由(1)について

ア 前住所地を住所と解する余地はないという主張について

(ア) 申立人の前住所地における居住実体について

前住所地における電気使用契約の契約名義人及び電気使用量、水道使用契約の契約名義人及び水道使用量から、少なくとも平成26年12月2日から平成27年7月10日までの間、何らかの居住実体があったことを認めることができる。

(イ) Bの前住所地への転居について

申立人は、平成27年1月20日に前住所地を引き払い狭山市に転居したと主張する。

前住所地を引き払ったと主張する根拠として申立人は、前住所地をBに転貸することとし、Bが同日深夜あるいは翌21日未明から前住所地に入居したこと、転貸に際して、申立人が前住所地に残した家財道具を全てBに無償譲渡したことを挙げる。

しかしながら、平成27年1月20日以降も前住所地の賃貸借契約名義人及び水道使用契約名義人には変更がない。また、転貸を行う際には貸主に申し出るものとされているにもかかわらずその申出もなく、前住所地の管理会社への連絡もない。さらに、Bのさいたま市大宮区から前住所地への転出入に関して、さいたま市大宮区及び東京都新宿区のいずれにも何ら届出がなされていない。これらの事実が認められる一方、Bが前住所地に転居したことを示す客観的な証拠はなく、もっぱら当事者が主張するのみである。

また、申立人の主張においても、衣類や化粧品など当面の生活や旅行に必要な荷物は持ち出したものの、それ以外の家財道具はそのままであったとのものであり、客観的に見れば、申立人が主張するBの存在を除けば、平成27年1月20日以前とそれ以降で前住所地の状況に大きな変化があったと認めることはできない。

(ウ) 前住所地の家財道具をBに譲渡したとする主張について

申立人は前住所地を引き払ったとする根拠の一つとして、前住所地に残した家財道具はBに無償で譲ったものであることを主張する。

しかし、譲渡について証明できる書面等は存在しない。一方、Bは、前住所地から退去する際に家財道具の処分方法について申立人に相談し、申立人から廃棄するよう指示を受けたと証言している。Bが家財道具について真に譲渡を受けたという認識でいたならば、自己の所有物の処分方法について事前に申立人に指示を仰ぐ必要はないと言える。

また、当委員会が前住所地の管理人から聴取したところでは、管理人に依頼して家財道具を処分したという、Bの証言と合致する事実を認めることはできない。

これらの状況を併せて考えれば、申立人が家財道具をBに無償譲渡したという主張については、家財道具は引き続き申立人の所有物であったと考えるのが自然であり、前住所地から家財道具以外の私物を引き払ったことをもって、前住所地を引き払ったとする申立人の主張を認めることはできない。

(エ) 前住所地の家賃負担及び会社事務所の登記について

申立人の申述及びBの証言によれば、前住所地の月額家賃18万5千円のうち10万円をBが、8万5千円を申立人が負担している。

狭山市市民課が申立人に対して実施した聴取の記録によれば、申立人は平成

27年6月に自らが設立した会社の事務所の登記を前住所地に置いており、申立人の申述及びBの証言によれば、申立人が月8万5千円を負担したのはその代償としての意味合いがあったとのことである。

なお、Bがこの会社の役員等に就任している事実はない。

申立人は前住所地を「完全に引き払った」と主張するものの、その後も自身が設立した会社の事務所の登記について、役員でもなく会社とは無関係であるBの住居となっているはずの前住所地に行っているものであり、家賃の支払い状況も考慮すれば、前住所地については平成27年1月20日以降も、申立人はその影響力が行使できる状態にあったと考えられる。

(オ) 前住所地の賃貸借契約の解除及びBの退去について

前住所地の賃貸借契約の解除に伴い7月末にBが退去したことについて、申立人は、前住所地の存在が当選争訟の原因になっていることから申立人が契約名義人である父親に依頼して契約を解除したものであると申述している。このことは、申立人が、前住所地を完全に引き払ったと主張する平成27年1月20日以降も、その利用方法等について決定できる状態にあったことの証左であると言える。

イ ダイニングバーを住所と解する余地はないとの主張について

申立人は反論書において、店舗で仮眠を取ったことはあるがせいぜい1～2時間と短時間で、頻度も数日に1回程度にすぎなかったこと、店舗が職場であり、そこで一日の大半を過ごすことや食事を済ませることは不自然なことではないこと、銭湯も前住所地にいたときからしばしば利用していたことなどから、ダイニングバーを住所と解する余地はないと主張する。

一般的には、様々な状況を総合的に考慮して勤務先が生活の本拠であると判断される場合がないとは言えないが、本件においては、ダイニングバーを申立人の生活の本拠と解さないものとする。

ウ A宅での居住及び狭山市への転入に関する主張について

(ア) 新住所地に入居できないことが平成27年1月20日に判明したとする主張について

① 新住所地における契約の不備について

申立人は審査申立書において、平成27年1月20日に狭山市市民課で転入の届出をした後、同日夕方に不動産会社に行き、新住所地の鍵の引き渡しを受けようとしたところ、契約書の保証人欄が空欄のままであり不備があることから、まだ入居できないことを告げられた旨主張する。

しかし、その後、当委員会が実施した証人尋問において不動産会社の社員は、同日以前に既に保証人欄の記載を理由とする契約の不備は解消しており、同月30日に賃貸借契約を結ぶことでCと合意していたと証言している。

また、Cも同月20日以前に新住所地に入居できないことは承知していた

と証言している。さらにCの証言によれば、Cは同日に狭山市への転入届を済ませた後に申立人に対し、この日は転入届を提出するのみのために狭山市に来たのであり、新住所地には入居できないと告げたというのである。

これらの証言は、申立人が審査申立書及び報告書で述べる「転入届提出後である同日（注：平成27年1月20日）の夕方に入居予定のマンションを仲介した不動産業者を訪問したところ、同マンションの賃貸借契約について契約上の不備があり、同日に同マンションに入居することができないことが判明した」、「不動産会社（注：原文は会社名）に着くと、賃貸借契約の保証人欄が空欄のままとなっていたことから契約上不備があるとして、まだお貸しすることができないと言われてしまいました」という主張と矛盾する。

② 新住所地に入居できないことを知ったのは狭山市に転入届を提出した後であったとする申立人の主張について

当委員会の実施した審尋において、申立人は、平成27年1月20日に狭山市に行くとのみ言われてレンタカーで狭山市に向かい、新住所地に入居できないことについては転入届の提出後に初めて聞かされたと主張する。しかし、新住所地の契約に関する一切の事務を行っていたCが運転するレンタカーに乗り狭山市まで同行し、Cとともに狭山市市民課に転入届を提出しているにもかかわらず、転入届を提出するまで何も聞かなかった、さらにCからも何も聞かされなかったという主張は、新住所地に入居できるか否かについて一切確認を行わないままに前住所地を完全に引き払ったとの主張とともに不自然なものである。

また、Cは当日申立人が大きな荷物を持っていたかどうかについては運転席にいたため知らないと証言する。しかし申立人が持っていたと主張する荷物の量がスーツケース1つとボストンバッグ及び手持ちカバンであること、C及び申立人らが乗ったと主張するレンタカーが5人乗りの小型普通乗用車であることを考慮すると、申立人の荷物の量について全く知らないとするCの証言は不自然であると言わざるを得ず、その上で都内を出発してから狭山市市民課に転出届を出す後までの間、申立人と新住所地のことについて一切触れなかったというCの証言も不自然である。

③ 申立人とDとの行動の相違について

Cは、不動産会社に行った後、西武新宿線の狭山市駅で申立人を降ろし、CとDは乗ってきたレンタカーで都内に帰ったと証言する。しかし、申立人とDは同時に同じ新住所地へ転入届を提出しており、また、本件選挙の被選挙権を得るためには平成27年1月26日までに狭山市内に住所を有する必要があったという点で、申立人とDは共通した状況に置かれているにもかかわらず、申立人は狭山市に残りDは都内へ帰ったとするCの証言については不自然さが残る。

(イ) 狭山市への転入の意思について

申立人は狭山市内に住所を有する強固な意思があったことを主張する。本件選挙に立候補を予定していた申立人が、平成27年1月26日までに狭山市内に居住したいという希望を有していたことについて完全に否定できるものではない。

しかしながら、その前提となる住居について、申立人は現実に確保できていないのみならず、新住所地の契約状況について容易に知り得る状況かつ立場であったにもかかわらず、申立人自身、一切確認を怠っており、狭山市内に現実的に生活の本拠を置くとの意思を有していたことについては、疑義が残ると言わざるを得ない。

(ウ) 申立人はA宅において居住していたとする主張について

申立人は、平成27年1月20日から同日31日までの間、A宅に生活の本拠を置き、ここを住所にしていたと主張する。

しかしながら、申立人がA宅において起居したことについては、申立人の審査申立書及びこれに併せて提出されたAの報告書の中で主張されるのみで、申立人が唯一の証人であると認めるAが当委員会における証言を拒否したことから、A宅での起居を客観的に証明する証拠等はない。

エ まとめ

これまでに検討したとおり、前住所地を住所と解する余地はないとの主張に関して、Bが前住所地へ転居していたとする主張及び申立人が家財道具をBに譲渡し前住所地を完全に引き払っていたとする主張については、いずれも認めることはできない。

次に、A宅で居住していたとの主張に関してであるが、新住所地に入居できないことが平成27年1月20日に判明したとする点については、申立人が同日に狭山市への転入届を出す後まで新住所地に入居できないことを知らなかったというのは不自然と言わざるを得ず、ひいては同日急きょA宅に泊めてもらえるよう依頼したという当初からの主張には疑義が残り、認めることはできない。

また、申立人が同月26日までに狭山市内に居住する意思を有していたとする点については、新住所地の契約状況について容易に知り得る状況かつ立場であったにもかかわらず、申立人自身、一切確認を怠っていることなどから、現実的に生活の本拠を置くとの意思を有していたことについて疑義が残ると言わざるを得ない。

加えて、A宅における起居についてもこれを客観的に証明する証拠は提出されておらず、その事実を確認することができない。

(2) 申立理由(2)について

ア A宅は生活の本拠であったとする主張について

A宅における起居についてはこれまでに論じたとおり、これを客観的に証明す

る証拠がないことから、申立人の主張をそのまま認めることはできないところである。

また、仮にA宅における起居が申立人の主張のとおりであったとしても、申立人は平成27年1月20日の夜9時頃にA宅に到着し、翌日の早朝には香港に出發し、同月23日に帰国したものの茨城県の実家に行っており、A宅へは同月24日の夜に行き、同月31日の日中まで滞在したのみであり、A宅で起居したのは合計しても10日間にとどまる。

さらに、その態様もAとその長男が居住している4LDKの住宅の1階のリビングに当面の荷物を置き布団を借りて寝起きをしたのみというものであり、居住に関する契約書の作成、家賃及び光熱水費等の費用の支払い、さらに住民票の異動届の提出といった、生活の本拠であれば行って然るべき諸事項について、申立人は一切行っていない。

なお、申立人は反論書において、Aに電話で「家の無い間、狭山の中央にあるご自宅に住まわせてください」と依頼したと主張する。しかし、審査申立書と併せて提出された申立人の報告書によると「しばらく泊めてもらえないか尋ねた」とあり、同じくAの報告書には『「もしよければしばらく泊めてもらえませんか』と言っていました」とあり、「住まわせてください」と依頼したという記載は、反論書を除いては一切ない。また、平成27年6月11日の狭山市市民課の聴取記録によれば、Aは「今回仕事か何かの都合で何日か狭山に来る予定があるとのことだったので、ホテルに宿泊してもお金がかかるし、それであれば寝るくらいなら問題ないので宿泊してもらった」と供述したとのことであり、反論書における申立人の主張とは異なっている。

申立人の主張は、申立人がA宅を生活の本拠とする意思の有無、Aが申立人をA宅に住まわせる意思の有無という重要な部分において変遷及び他の証拠との矛盾を生じており、申立人のA宅が生活の本拠であるとする主張をそのまま認めることはできない。

イ 過去の判例との整合性について

申立人は、平成9年8月25日最高裁判所判決（以下「平成9年判決」という。）について、当選人は従前の東村山市内の住所を失っていないと判断されたが、本件においては申立人は前住所地を完全に失っているという点で異なり、平成9年判決を踏まえると、むしろ申立人は平成27年1月20日から狭山市に住所を有していたと判断されるものであると主張する。

しかしながら、本件においてはこれまでに述べたとおり、当委員会としては、申立人が前住所地を完全に引き払ったとする主張については疑義があり認めることはできない。

さらに、平成9年判決は、申立人が主張するように、単に当選人が東村山市の住居を引き払ったか否かについてや、最初に転入の届出をした松戸市の社宅で起

居していたか否かについてのみを根拠として当選人の住所を判断しているものではない。当選人が当選を辞退し次点者を当選人とすることを目的として急きょ単身で松戸市への転出の届出をしたものであること、当選人が単身転出したとする先は父の部下一家が居住する社宅であった上、その後わずかの間に、いずれも松戸市内とはいえ、二度にわたり転居の届出をしていることといった様々な状況を総合的に考慮した結果、松戸市の社宅は一時的な滞在場所にすぎず、従前の全生活の中心であった東村山市から直ちに松戸市に生活の本拠が移転したとみることはできないと判断したものである。

ウ まとめ

住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当であり、具体的には、居住の意思、家財道具や資産の所在、住民登録、社会的活動の状況その他様々な事実がその判断要素とされる。

平成9年判決に照らし合わせて判断すると、「主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく」と判示されていることから、申立人は狭山市への転入の強固な意思を主張するが、それのみをもって住所を有すると認められるものではない。

また、同判決では「住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない」と判示されている。このことから、申立人が本件選挙に立候補する目的で狭山市への転入届の提出をしたとしても、実際に狭山市に生活の本拠を移転していないのであれば、住所を移転したとは認められない。

さらに、同判決では「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものである」と判示されている。

前住所地の状況とA宅における生活状況とを比較すると、前住所地においては平成27年1月20日以降も家財道具の移動はなく、同日以降も、前住所地の賃貸借契約及び電気、水道の使用契約の契約名義人は申立人の父親及び申立人のままであり、さらに前住所地の転貸を受けたと主張するBの居住についても客観的な証拠も認められない。

一方で、A宅にあっては、仮に申立人がその主張のとおり起居していたと認めたとしても、新住所地に入居できるようになるまでの10日間、知人の居住する家屋の一室で布団を借り荷物を置いて寝泊まりしたのみで、住民票の異動に関する届出、契約書の作成、家賃その他費用の支払いその他の申立人の生活の本拠であったことを客観的に示す事実は認められない。

これらのことから判断すると、申立人の生活の本拠が前住所地から狭山市に移

転したとみることは到底できないというべきである。

よって、平成27年1月20日から同月31日までの間の住所はA宅にあったとする申立人の主張は理由がない。

以上のとおり、申立人の主張には理由がなく、申立人は平成27年1月20日から同月31日に新住所地に転居するまでの間、狭山市において客観的な生活の本拠たる実体を具備していなかったと認められ、本件選挙における被選挙権を有していなかったと判断することができる。

したがって、原決定を取り消すべきとする申立人の審査の申立てについて、公職選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成27年9月4日

埼玉県選挙管理委員会

委員長	滝	瀬	副	次
委員	石	田	昌	彰
委員	山	本	晴	造
委員	坂	口		護